

令和5年度滋賀支部保険料率について

1. 滋賀支部の令和5年度保険料率について（見込み）

○令和5年度 都道府県単位保険料率のポイント

- ・本部運営委員会において、平均保険料率10.00%維持が決定
- ・健康保険料率に反映するインセンティブ分の加算は0.01%
- ・変更時期は令和5年3月分（令和5年4月納付分）

滋賀支部の健康保険料率

9.73% (現行9.83%から▲0.1%)

介護保険料率（全国一律）

1.82% (現行1.64%から+0.18%)

- この改定による保険料負担は、令和5年3月分から健康保険料が月150円減、介護保険料が月270円増となる。
(標準報酬月額30万円の被保険者1人当たり、労使折半後)

1. 滋賀支部の令和5年度保険料率について（見込み）

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.64)	保険料率 (精算反映後・インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.36	-	-	5.36	10.00	10.00	10.00
滋 賀	5.22	0.07	▲ 0.15	5.14	9.78	9.72	9.73

○上記数値は震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和5年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

（注）・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.53％）、前期高齢者納付金等（3.58％）、保健事業費等（0.56％）、その他収入（▲0.02％）に係る合計の保険料率（4.64％）を加算したものである。

- ・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、令和3年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和5年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料3）の「令和3年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

《参考》滋賀支部保険料率の推移

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	共通料率	所要保険料率 (a+b+共通料率)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算除く)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算含む)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後)
		年齢調整	所得調整						
令和4年度	5.20	0.07	▲ 0.15	5.12	4.71	9.83	-	9.85	9.83
令和3年度	5.22	0.05	▲ 0.15	5.13	4.71	9.84	-	9.82	9.78
令和2年度	5.15	0.06	▲ 0.13	5.08	4.73	9.81	-	9.79	9.79
令和元年度	5.10	0.06	▲ 0.13	5.03	4.82	9.85	9.87	9.87	-
平成30年度	5.05	0.05	▲ 0.10	4.99	4.83	9.83	9.88	9.84	-
平成29年度	5.11	0.04	▲ 0.06	5.09	4.76	9.85	9.91	9.92	-
平成28年度	5.11	0.04	▲ 0.05	5.10	4.84	9.94	9.97	9.99	-
平成27年度	5.06	0.04	▲ 0.05	5.05	4.78	9.83	9.95	9.94	-

1. 滋賀支部の令和5年度保険料率について（見込み）

都道府県単位保険料率について

前期高齢者の割合が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなると言われています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行います。

都道府県単位保険料率のイメージ（滋賀県：年齢構成が低く、所得水準が低い）

《年齢調整》
年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

《所得調整》
所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

全国平均
(5.36%)

▲0.07%
年齢調整

▲0.15%
所得調整

▲0.12%
地域差

調整前の保険料率

5.22%

調整後の保険料率
5.14%

調整後の保険料率
= 5.14%

$A+B-C+D+E=4.59\%$

A. 後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算
(第2号保険料率 = 4.10%)

+

B. 各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算
(第3号保険料率 = 0.56%)

-

C. 収入等の率 = 0.02%

+

D. 支部単位収支精算分 = ▲0.06%

+

E. インセンティブ制度分 = 0.01%

最終的な
保険料率
9.73%

2. 協会けんぽの収支見込（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	99,503	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	12,749	
	その他	264	225	214	
	計	111,280	113,325	112,466	
支出	保険給付費	67,017	69,240	69,094	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金等対前年度比 + 165 + 1,704 } +1,869 + 0 </div>
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	15,475	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	22,260	
	退職者給付拠出金	1	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	4,134	3,843	3,504	
	計	108,289	108,950	110,334	
単年度収支差		2,991	4,375	2,132	OR5年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
準備金残高		43,094	47,469	49,602	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 協会けんぽの収支見込（医療分）

政府予算案を踏まえた収支見込（令和5年度）の概要

政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.2兆円、支出（総額）が11.0兆円と見込まれ、単年度収支差は2,100億円の見込み。

① 収入の状況

収入（総額）は、令和4年度（直近見込）から900億円の減少となる見込み。

▶主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は令和4年10月から開始されているため、令和4年度は10月～2月の5か月分の影響を見込んでいたが、令和5年度は12か月分の影響となる。

② 支出の状況

支出（総額）は、令和4年度（直近見込）から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

▶「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）による加入者数の減少等によって150億円減少する。

▶「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。

▶「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算（国庫特例減額措置分）による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

③ 収支差と準備金残高

令和5年度の「収支差」は、令和4年度（直近見込）より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.78%の見込み。）令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

3. 協会けんぽの収支見込（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 （R4年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R4年12月）	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80% R4年度保険料率： 1.64% R5年度保険料率： 1.82% 納付金対前年度比 ⇒ + 641
	国庫補助等	-	1	0	
	その他	-	-	-	
	計	10,893	10,202	11,321	
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 協会けんぽの収支見込（介護分）

介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額]7,819円(71,242円→79,061円)の負担増

[月額]576円(5,248円→5,824円)の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。